

(1) 保護司は無償のボランティアか

10月5日・6日に開催された関東地区保護司代表者協議会に参加した。驚いたことがいくつかある。保護司は保護司法や更生保護法にその位置づけや役務が示されている無償の非常勤国家公務員（保護司法11条）（以下「法」）。が、そもそもが、非常勤とはいっても無償の「国家公務員」があるのかという法解釈の上で疑念がわく。おそらくは、法第1条に使命として「社会奉仕の精神」が掲げられていることで、慈善奉仕の体になければならなかったからだろうとUchidaは推測するが、給与を支給しない人を組織し法体系に位置づけできるのかという根本的な疑念は消えない。それは、国家公務員は「任用」で労働契約は結べないことへの疑問に通じる。労働契約の概念を敷衍するなら、そもそもが、こんな「労働者」が存在するわけがない。制度自体に無理があるからである。

法11条第2項とは

保護司はフリーダムな名誉職ではない。法の中で、定数、資格・選考、任期、職務等までが定められた公職で、定年まで定められた職なのである。

民事実体法（私法）では、「給与」は「労働の対価」であるから、民間企業なら職務に携われば携わる程、支払うべき対価は生じる。経営者は無償で労働者に労働を科すことはできず、それをやれば労基法違反。それが、労働の対価の基本で、詳細は労基法24条が規定している。この辺りが公法上の公務員と違う。

保護司には、給与は支給しないが、補導費・生活環境調整費・特殊事務処理費・その他の費用・旅行実費は支給されることになっている。その法的な根拠が法11条第2項で、これを実費弁償と言っている。性格は、いわば、保護司及び保護司会の活動費。こう解釈すれば、保護司は全くの無償ではないと解することができる。そうでなくては、法による保護司の位置づけや、法務大臣を頂点とする更生保護行政の末端

に位置づけることはできず、法務省は、保護司をグリップできないのである。

行政は、予算（財）によって活動を仕組んでいる。予算を獲得するとは仕事を請け負うこと。裏返せば、予算（財）のない行政活動はないのである。法11条に第2項がなければ、法自体が意味を失い、保護司の活動は全くの個人活動で、法務大臣が任命などできないのである。

保護司法は昭和25年（1950年）に施行された法律だが、随分な知恵者がいたものである。法第1条には、保護司の使命として保護司のイメージが託されているが、国家体制に組み込み、法務大臣の以下の更生保護組織に位置づけ、法の及ぶ範囲に置くことは、そう簡単ではない。その苦心の作が法11条第1項に加えた第2項と解している。11条は、端的に言えば、保護司には給与は支給しないが、給与以外の活動費は支給しますよということである。

ちなみに、法では給与になっているが、労基法では賃金、健康保険法では報酬ということになる。

Uchidaは、新聞紙上、報酬制を検討とあったが、それは違うと言いたい。正確には給与制を検討だろうが、そう言わないところを見ると第2項の手直しで、手当の検討ぐらいで済んでしまふのだろうと解している。

(2) 保護司は有償のボランティア

(1)では法11条の意味を考察したが、今回の関東地方保護司代表者協議会（以下協議会）に参加して驚いたことは、保護司は、無償どころか、保護司であるために会費を納めているという実態だった。本会もかつては、会費を各自が納入していたと聞くが、現在は、本会がまとめて一人あたり5300円の会費を納入している。私の属したグループの隣席は、所属する保護司会に納入している「会費」を披露した。何と年間47,000円！保護司を引き受け、任命されて、この会費を請求されたら絶句だろう。

それは何の費用かと思うが、納入先は保護司

保護司に報酬制を検討 ながら崩れる 持続可能な保護司制度

会であって保護観察所ではない。私どもの組織は二重の組織になっている。法務大臣を頂点として、各都道府県単位の保護観察所の下に地区保護司会を置いている。これが、法で定める保護司の組織秩序である。

が、これとは別に、地区保護司会は各県の保護司会連合会に所属し、本県は、関保連（関東）、全保連に所属している。会費とは、それら上部機関への各保護司の納入金なのである。

（3）揺らぐ昭和型組織

今回開催された協議会のテーマは「持続可能な保護司制度」だった。会の終わりに関保連の会長があいさつに立ったが、5年後には1/3の保護司がいなくなるという一言に持続不可能な保護司制度になるという危機感が隠っていた。

いくつか要因はある。運転手の2024年問題と同根で、団塊世代の保護司が定年になって去っていくのである。では、その補充とは言えば、定年制の延長、労働者不足で、就任年齢は上がり、定年層を補いきれないでいる。各地区保護司会は、僧侶に、ゆとりと意志のある自営者が、若くして保護司になり、20年30年と保護司活動に勤しみ、会の中核をなしている。それに、それぞれの職場を定年退職した有志が加わって各地区保護司会を構成している。その定年組が減少しているのだから、先細りしていくのは当然な帰結だ。さらに前述したように保護司は有償ボランティアだから、余程の篤志をもった者でなくては、保護司には就かないのである。だが、この問題には、より根本的な問題が潜んでいる。

中間組織は必要か

世相につぶやく2で「組織のピラミッド構造は情報下達ルートと表裏の関係にあって機能していた」と書いたが、今や、情報はWEBの普及で、中間組織を飛び越えて個人が必要な情報を取得できるようになっている。上から下へと何段階も経なくて済む社会が出現しているのである。その象徴が、何度も触れている松山市、高

知市両市P連の県P連からの脱退という衝撃的な事件だったのである。両市P連曰く、県P連に所属していても意味がない。意味は深い。

繰り返すが、保護司法に定める保護区は、都道府県の区域を分けて定める区域（2条）に、都道府県ごとの保護司会連合会（14条）だけで、関保連や全保連の法的な組織位置づけはない。これを中間組織とUchidaは呼んでいるが、様々な組織にも中間組織が存在し、上から下へのピラミッド構造をなしているが、これが昭和型組織で、上納している会費は、それら中間組織の人件費を主とする組織運営費になっているのである。だから、本当にこれら中間組織は、情報化時代に必要かと検討してみたい。この中間組織を整理すれば、一挙に会費上納問題は解決するはずだからである。

問題は、このような中間組織が存在しなければ保護区の保護司会や各保護司の活動が滞るのかということである。Uchidaは浅薄にして、関保連の存在も、本県が関保連に属することも知らなかった。関東地方更生保護委員会委員長表彰なる「永年勤続」表彰をいただいたが、その時は、このことまでには思いは至らなかった。その程度の組織存在なのである。

早晩に不要論が頭をもたげてくるであろうが、相当な抵抗が予想される。

（4）関東地方保護司代表者協議会の意義

今回の代表者協議会に参会した保護司は全く異なる実態にあった。保護司数26名程度の保護司会もあれば（11名があるという）本会のように110名を超える保護司会もある。対象者ゼロの地域もあれば、保護司確保のために企業の協力を得ているところもある。全く実態が違う保護司が集まって、協議しても向かうべき道は見えてこない。当然である。リアリティは末端であって、そこに切実な課題があるからである。

注1 労働契約法第6条においては「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する」